

○ 平成二十八年岡山県保育士試験の実施 【公 告】		目 次	
		岡山県公報	
		発行 岡山県	
子ども未来課		担当課（室）	
			目 次
			担当課（室）

平成27年12月24日 岡山県公報 号外

〔五二二〕児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項の規定により、平成二十八年岡山県保育士試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験の日程及び場所

試験は、筆記試験及び実技試験とし、実技試験は、筆記試験の全科目合格者について行う。

1 筆記試験

(1) 試験日 平成二十八年四月二十三日（土曜日）及び同月二十四日（日曜日）

(2) 場 所 別途受験者に通知する。

2 実技試験

(1) 試験日 平成二十八年七月三日（日曜日）

(2) 場 所 別途受験者に通知する。

二 試験の免除

1 幼稚園教諭免許状を有する者

筆記試験の一部及び実技試験の全部を免除する。

2 幼稚園教諭免許状を有する者であって厚生労働大臣が定める基準に該当するもの

申請により筆記試験の全部及び実技試験の全部を免除する。

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者、同条に規定する高等専門学校を卒業した者その他これらに準ずる者として厚生労働大臣の定めるもの

2 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。5において同じ。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）において、二年以上児童の保護に従事したもの

3 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者

4 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当な資格を有すると認めた者

5 平成三年三月三十一日までに学校教育法第一条に規定する高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

6 平成八年三月三十一日までに学校教育法第一条に規定する高等学校の保育科を卒業した者

四 受験申請書の配布

1 郵送で請求する場合

受験申請書の送付先を明記した返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（〒一七一―八五三六 東京都豊島区高田三丁目一九番一〇号）宛て、「手引き請求」と朱書きし、郵送で請求すること。

2 インターネットで請求する場合

一般社団法人全国保育士養成協議会のホームページの手引き請求フォームから、平成二十七年十二月二十四日（木曜日）午前十時から平成二十八年一月二十六日（火曜日）までに請求すること。

五 受験申請書の受付期間

平成二十八年一月六日（水曜日）から同年二月三日（水曜日）まで（同日付けの消印があるものまで有効とする。）

六 受験申請書の提出先

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター宛て簡易書留で郵送すること。

七 受験手数料

一万二千七百円（二二の場合、二千四百円）（別途郵送料が必要となる。）を受験申請書に同封されている払込用紙を使用して郵便局にて納付し、その受領証を受験申請書の指定位置に貼付して提出すること。

八 保育士試験の問い合わせ先

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話〇一二〇―四一九四―八二）